

《消防署からのお知らせ》

秋の全国火災予防運動



実施期間：10月14日（月）～20日（日）

全国統一防火標語「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」を下に火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となります。洗濯物が暖房器具に落下して、火災が発生することもありますので、十分注意しましょう。

また、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上経過しました。10年を目安にメーカーでは交換を推奨しています。設置している警報器の確認をお願いします。

遭難事故ゼロに協力を！

例年、きのこ採りや山菜採り等による遭難事故が多発しています。慣れている山だから、自分に限ってという油断は禁物です。家族に行き先と帰宅時間を告げてから行動する、事前に天候を確認しておくなど計画を立ててから、入山しましょう。特に、一人で入山することはせず、複数人で行動しましょう。



水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

●下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレトーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



●下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いします。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から令和2年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、令和元年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。

なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。



問合せ先：東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎ 27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

令和元年8月1日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和元年8月1日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和元年8月1日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和元年8月1日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)

困ったら 一人で悩まず 行政相談

～ 10月7日(月)～13日(日)は『行政相談週間』～

村民の皆さんが毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員（総務大臣）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

『特設行政相談所』を開設します。

日 時：10月7日(月) 10:00～12:00

場 所：東通村役場 4階会議室（和室）

相談委員：沢 田 要 一 【東通村大字砂子又字大萱4番地1（自宅電話48-2902）】